商品概要説明書
（一般財形貯金）

（令和元年１０月１日現在）

商 品 名	◇　一般財形貯金
ご利用いただける方	◇　ＪＡと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期 間 **（預入期間）**	◇　３年以上
預入方法 **（１）預入方法** **（２）預入金額** **（３）預入単位** **（４）預入貯金の種類**	◇　次の賃金から年１回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ◇　１回あたり 1,000 円以上 ◇　１円単位 ◇　預入日の３年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	◇　一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利　　息 **（１）適用金利** **（２）利払頻度** **（３）計算方法** **（４）税　　金** **（５）金利情報の入手方法**	◇　預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ◇　払戻時に一括して支払います。 ◇　付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で１年ごとに複利計算をします。 ◇　20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ◇　金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	―
付加できる特約事項	―
中途解約時の取扱い	**◇　満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**◇　保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３−６８３７−１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる事項	◇　「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

●ＪＡバンク広島の各担当部署の連絡先

ＪＡ名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	金融共済部 信用企画指導課	082-822-6679
佐伯中央	信用共済部　資金課	0829-39-3212
広島中央	金融共済推進部	082-422-2179
芸南	金融共済部 信用課	0846-45-1241
広島ゆたか	信用部　金融課	0823-66-3710
三原	リスク管理室　リスク管理課	0848-63-3473
尾道市	金融共済部　金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島北部	金融共済部	0826-42-0644
三次	金融共済部	0824-63-9921
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	ＪＡバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

●弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600